

医療費のお知らせ(医療費通知)

このお知らせは、あなたの世帯で国民健康保険に加入している方が、医療機関等の診療でかかった費用の額等をお知らせするものです。

ただし、受診を抑制するものではありませんので、健康管理には十分注意し、適正な受診に心がけましょう。

交通事故で治療を受けるときは 国保へ届け出を！

○国保に加入している方が、交通事故など第三者の行為によってケガなどをしたときも、国保を使って治療を受けることができます。

○ただし、医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。

○国保を使って治療を受けるときは、必ず速やかに市町の国保の窓口へ届け出をしましょう。

1 両端の矢印のところから、順番に2回開いてください。
(ご案内は内側にあります。) 2

1 本医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。)

2 「医療費の総額」には、全額(自己負担相当額と保険負担額の合計)が記載されています。

3 「支払った医療費の額」には、自己負担相当額が記載されています。なお、「支払った医療費の額」と実際にご自身が負担された額が異なる場合(公費負担医療や地方公共団体が実施する医療費助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など)があります。こうした場合には、例えば、「支払った医療費の額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療機関等からの請求遅れのため、医療費通知に記載されていない場合があります。

4 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

ポ
ス
ト
便
郵



マイナンバーカードを健康保険証として使ってみましょう

主なメリット



①過去のご自身のデータに基づき適切
でより良い医療が受けられる

医療機関等にてマイナンバーカードで受付し、情報提供に同意すると、過去に処方されたお薬や特定健診等の情報を口頭で伝えることなく、お医者様等と共有できます。



②手続きなしで高額療養費の限度額を
超える支払いが免除される

医療費等が高額となった場合、「限度額適用認定証」等の申請手続きがなくても、公的医療保険が適用される診療等に対しては限度額を超える分について、一部負担金(患者負担分)を支払う必要がありません。

※保険料(税)の滞納がある場合や所得確認ができない場合等、一部免除されない場合があります。



③マイナポータルで確定申告時に医療
費控除が簡単にできる

マイナポータルで医療費通知情報の管理が可能となり、医療費の領収書を管理・保管しなくても、マイナポータルとe-Taxに連携することでデータを自動入力でき、確定申告時の医療費控除申請が簡単になります。

なお、操作方法等については、税務署にお問い合わせください。

